

「水辺空間」を活かしたまちづくりに向けて

ペントやコンサートをした「など」など、市民・企業・行政のアイデアを活用できる可能性は日々高まっています。

河川法第24条では、河川区域内の土地を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。河川管理者がこの占有許可を行うに当たつての審査基準として、「河川敷地占有許可準則」が定められています。

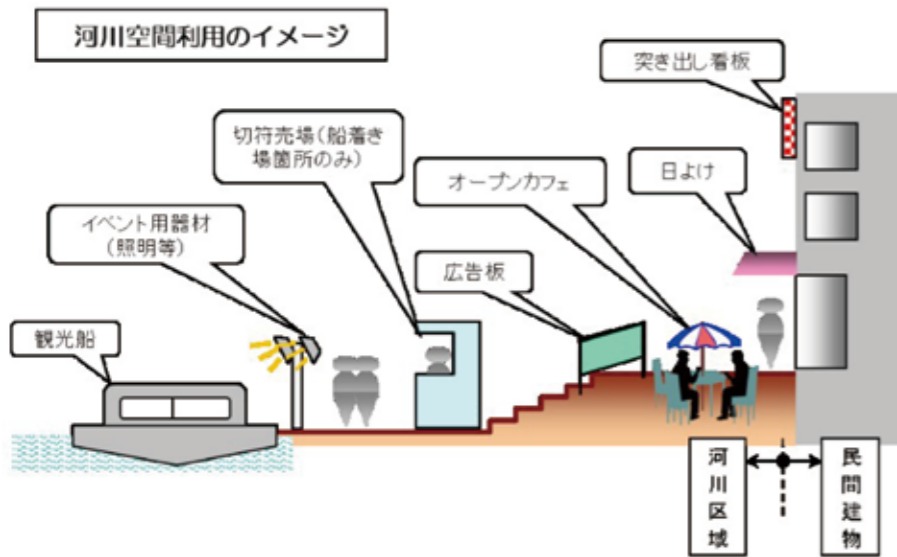
平成11年に定められた「河川敷地占有許可準則」では、占有主体は地方公共団体、公益事業者等の公益性の高いものを優先すると記載があり、オープンカフェやバーベキュー場などの施設については、占有許可の対象施設ではありませんでした。

しかし、河川敷地を「賑わいのある空間」として積極的に活用したいと要望の高まりを受けて、平成16年度、平成23年度、平成28年度に特例措置や準則の改定が行われ、民間による河川敷地の利用を促進し、水辺の賑わいづくりを一層推進出来るようになりました。

平成16年度からは、社会実験として一部の区域で占有を行えるようになり、平成23年度からは、準則を改正して、特例河川敷地占有許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定として全国的に行えるようになりました。さらに平成28年度には、民間企業等、営業活動を行う事業者等の占有許可期間が3年以内から10年以内へと延長されました。

これにより中期的な事業の見通しが

参考資料 河川空間利用のイメージ(国土交通省「官民連携まちづくりの進め方」より)



平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設置することが可能となりました。全国で水辺空間の様々な利用が加速しています。



「かわまちづくり」支援制度の取り組み事例(岐阜県美濃加茂市)リバーポートパーク

「地域の資源をみんなで活かす」

国土交通省では、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す取り組み「かわまちづくり」を推進するため、平成21年度に「かわまちづくり」支援制度

賑わいに繋がる取り組みが可能になります。

この取り組みに対し、国土交通省では、親水護岸などのハード整備のほか、河川空間にオープンカフェを設置するなど、地域のニーズに応じて河川空間の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定を行うなどのソフト対策の支援を実施しています。

※かわまちづくりとは、古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の資源が眠っています。また、水辺はその使い方によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。かわまちづくりは地域の「顔」、そして「誇り」となる水辺空間の形成を目指す取り組みです。

水辺って、何？

水辺の魅力を再発見・再発信

『水辺空間』を活かしたまちづくりに向けて

世界の主な都市には、その都市を代表する川や水辺と周辺の街並みが一体となった

美しく風格のある空間が形成され、多くの人々に親しまれています。

日本においても、水辺は古くは万葉の時代に詠まれた和歌や浮世絵などにも描かれ、歴史・文化の奥深さとともに、

地域と融けあい、まちの象徴として美しい風景を織りなし、風格のある空間を形成してきました。

しかし、高度経済成長と共に、多くの河川は効率重視の排水路と化し、街並みから背を向けられる状況にあります。

一方、近年では民間事業者などの手により、水辺を活かした再開発が進んでいます。

災害が甚大化する時代だからこそ、川との新しい関係性を築く、都市の顔となる水辺づくりが求められています。

本号では、水辺の賑わいを創造する取り組みとして、ミスベリング、河川占有許可準則の規制緩和、

「かわまちづくり」支援制度について紹介するとともに、それらを活用した取り組み事例、

また当所が今後目指していく新たな「水辺」の取り組みについてご紹介します。

国土交通省では、平成23年の河川敷地占有許可準則緩和、平成28年の「かわまちづくり」支援制度実施要綱改定を通じて、市区町村による水辺とまちが一体となった都市・地域づくりの推進、水辺における民間の活動や投資誘発への支援を拡大しています。

水辺の利用は「ダメ！ダメ！」から「やれるかも！へ」

「水辺のアクションが増える、まちはもっと輝く」

ミスベリング(MIZUBE RING)は、まだまだ、十分に活用されていない日本の水辺の新しい活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクトです。

※ミスベリング(MIZUBE RING)とは、「水辺+リング(輪)」、「水辺+R(リバー+エシヨロジー+NO(進行形)」というように、水辺に新たな意味を付け合わせた造語です。

平成26年3月に始まったこの取り組みは、公共空間である水辺を活用し、地域の魅力を引き出すために、民間企業が主体的に関われる場・機会をつくり、ビジネスチャンスを提供することを

「規制緩和で、水辺もまちも変わる」

河川は、水害から市民生活を守るといふ視点から、地域ごとに整備され厳しく管理されてきました。しかし昨今は、水害対策だけでなく、水辺の美しいまちづくりを目指して規制緩和が進んでいます。「水辺にカフェをひらきたい」「イ

当所創立130周年事業 今秋開催(予定)

「長良川プロムナード」を活用した
新しい鵜飼の楽しみ方・魅せ方の提案

長良川ブランド

「かわべの宵」

ゆうべ



「コロナ禍における新しい姿でのイベントのあり方」としてのデモンストラレーション」

このイベントは、鵜飼観覧船からの観覧以外に「長良川プロムナード」などの川岸から、各々の時間に自由に情緒ある観覧ができるという鵜飼観覧スタイルを、広く市民・来訪者に利用されるように提案するものです。

長良川の鵜飼観覧を岐阜市の観光資源の軸として永続的なものとするために、観覧船からの鵜飼見物以外の鵜飼観光客数増加策として、コロナ禍のイベントの姿としての社会実験を兼ねて行います。

当所では、「長良川プロムナード」の活用について、これまでに平成11年に再整備計画が実施される際にも提唱してまいりましたが、まだまだ日常的な周知には至ってお

らず、現在の河川状況なども鑑み、今回改めて提案。また今回の「長良川ブランドかわべの宵」を、将来的には、移動型のキッチンカーなどを配備し、食と鵜飼をテーマとしたイベントとすることで、鵜飼及び岐阜市観光の魅力度向上へとつなげていきたいと考えます。

さらに長良川プロムナードを中心に、四季折々の長良川を楽しむイベントを「長良川ブランド」として定期的に開催し、長良川河畔周辺が未永く岐阜市民に愛される憩いの場・賑わい拠点となり、ひいては活力ある岐阜のまちづくりに貢献できることを切望し、今後も継続して本事業を展開していきます。

